

住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務の 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」概要

1 評価書（案）作成の趣旨

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に伴い、千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報をファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）として保有している。
- ・千葉県では、同法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱手順やリスク対策に係る評価をとりまとめ、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）として公表しているところである。
- ・このたび、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者による個人番号カード（マイナンバーカード）・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証をできるようにすることとされた。
- ・このことに伴い、個人番号を扱う住民基本台帳ネットワークに関する事務において、新たに戸籍の附票関係情報を扱うこととなることから、改めて特定個人情報保護評価を実施するもの。

2 評価書（案）名

住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務 全項目評価書

3 評価書（案）概要

（1）基本情報

ア 事務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務

イ 事務の内容

住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。

（ア）本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

- ・本人確認情報の更新
- ・千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- ・本人確認情報の開示

- ・地方公共団体情報システム機構への情報照会
- ・本人確認情報検索
- ・本人確認情報整合

(イ) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

- ・附票本人確認情報の更新
- ・千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- ・附票本人確認情報の開示
- ・地方公共団体情報システム機構への情報照会
- ・附票本人確認情報検索
- ・附票本人確認情報整合

(2) 特定個人情報ファイルの概要

ア ファイルの名称

(ア) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

a ファイルで管理する個人の総数

100万人以上1,000万人未満

b ファイルで管理する項目

千葉県内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第5条に基づき、住民基本台帳に記録された者

c ファイルで管理する項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

(イ) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

a ファイルで管理する個人の総数

100万人以上1,000万人未満

b ファイルで管理する項目

千葉県内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第16条に基づき、戸籍の附票に記録された者

c ファイルで管理する項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まない。）

(3) 特定個人情報に係るファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ア 特定個人情報の入手

特定個人情報の入手手段は、市町村から通知されるものに限定される。

イ 特定個人情報の使用

生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理、操作履歴の確認を通じて、不正使用を防止する。

ウ 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。

エ 特定個人情報の保管・消去

コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断する。

(4) その他のリスク対策

ア 自己点検・監査

年1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を行っている。

千葉県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程に基づき、県システムの運用状況について、定期的に監査を行っている。

イ 従業者に対する教育・啓発

端末機が設置されている所属の担当者や新たに住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとなった者を対象に、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を行い、研修を修了した者のみ操作権限を付与している。

(5) 開示請求、問合せ

- ・千葉県総務部市町村課行政班

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 043-223-2140

- ・千葉県総務部審査情報課相談調整班

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 043-223-4629

(6) 評価実施手続

基礎項目評価におけるしきい値判断の結果、全項目評価の実施が義務付けられている。